

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

青木課長

皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
ます。

只今から令和5年度第5回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日  
司会を務めさせていただきます介護保険課長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします  
ます。続きまして、秋本会長からごあいさつを賜りたいと存じます。秋本会長よろしくお願  
いいたします。

2 あいさつ

会長

《会長挨拶》

青木課長

ありがとうございました。それでは会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げ  
ます。事前に板橋委員、渋谷委員、小林委員、廣瀬委員、宮地委員の5名の方につきましては  
本日欠席のご連絡をいただいております。本日の出席委員は現在14人ということで、定数20人  
の過半数に達しておりますことから、本協議会は、久喜市介護保険条例第15条第2項の規定に  
より成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に傍聴者ですが、現在傍聴者はおりません。なお、今回も株式会社ぎょうせいの職員3名  
が参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局から資料の過不足や落丁等の確認）

それでは、続きまして会議の公開及び会議録の作成等についてご説明をさせていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め、全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解をいただきたいと思います。これに伴い、発言者の皆様はマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと思います。それでは秋本会長、よろしくお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

議長（秋本会長）

それでは早速始めたいと思います。本日の議事は承認が必要な案件が4件でございます。

まず本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。前回に引き続きまして名簿の順で、まず小室委員さん、お願いします。それから本田委員さん、よろしくお願いいたしますいたします。

それでは、本日の議題に移りたいと思います。議事の（1）でございます。地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（佐藤係長）

介護保険課保険料・給付係の佐藤でございます。議事（1）地域密着型サービス事業所の指定更新についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

〈資料1に基づき説明〉

議長（秋本会長）

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がございました。これにつきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。挙手の上お願いします。

茨木委員

すみません。

議長（秋本会長）

どうぞ、茨木さん。

茨木委員

私、各事業所の資料を見させていただいて、常に引っかかっているのですが、この確認というのは、確認をする方がいて、確認をすべきものがある、すなわちその根拠となる資料とかがある、確認という表現になるのだらうと思うので、確認というのは、要するに資料があるかという、目を通しますよということで、みなすということでもいいのだらうと思うのです。この間、勤務簿か何かのコピーを見させていただいたのですが、あれも証明すべき根拠を確認、目で確認しましたということなので、そういうことからしたら、この確認という表現が毎回気になってしょうがないのです。何かもう少し、条例で決められている様式であるならばそれで仕方ないのですが、それを変えるかどうかは別にしても、一参加者としては気になる表現だということをご意見として述べさせていただきます。以上です。

議長（秋本会長）

ではご意見という形で、事務局からの説明、答弁なしでよろしいですね。

茨木委員

はい。

議長（秋本会長）

わかりました。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。これについてはよろしいですか。

それでは、この「グループホームみんなの家・菖蒲」の事業所の指定更新について、本協議会として承認するということによろしいでしょうか。

《委員承認》

議長（秋本会長）

ありがとうございます。それでは承認といたします。次の議事に移りたいと思います。

## （２）市外地域密着型サービス事業所の新規指定について

議長（秋本会長）

議事の（２）でございます。市外地域密着型サービス事業所の新規指定について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（佐藤係長）

議事（２）市外地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明いたします。資料２をご覧ください。

《資料２に基づき説明》

議長（秋本会長）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。茨木委員さん、どうぞ。

茨木委員

一委員として、いろいろこれまで出席させていただいて承認という形をとってきたわけですが

が、その事業所で例えば不祥事が起きて、何らかの責任を問われるといったときに、私達は承認をしたということで責任が問われるのかどうかとか、そういうものが生じるのかどうか。あくまでも承認ということでこの場で決定して、各事業所の運営にお任せするのだけれども、そこで何か、マスコミとかいろいろな形で、問題が起きて大きくなったときに、運営協議会の委員の方にも波及していくのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（秋本会長）

事務局、答弁をお願いします。

事務局（佐藤係長）

波及いたしません。以上です。

議長（秋本会長）

波及しないということでよろしいですね。波及しないそうです。

茨木委員

すみません。理由をお答えください。

事務局（佐藤係長）

あくまでも指定するのは市になりますので、承認いただいたからといって承認した方に波及するわけではなくて、責任があるとすれば指定権者である市になります。

議長（秋本会長）

よろしいですか。

茨木委員

了解しました。

議長（秋本会長）

ということで、皆さん、われわれ委員にはその責任は生じないと、そういうことだそうですね。他にご質問・ご意見等ございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この事業所の指定については本協議会として承認するという事によろしいでしょうか。

《委員承認》

はい、ありがとうございます。それでは承認いたします。議事の（２）は以上でございます。

### （３）令和５年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧について

議長（秋本会長）

それでは次の議事に移りたいと思います。議事の（３）でございます。令和５年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（加納補佐）

令和５年度介護予防支援業務委託契約事業所についてご説明させていただきます。高齢者福祉課の加納と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

《資料３に基づき説明》

議長（秋本会長）

ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問等ございますでしょうか。挙手の上お願いします。なしということでよろしいですね。それでは、議事３につきましては本協議会として承認するという事によろしいでしょうか。

《委員承認》

議長（秋本会長）

ありがとうございます。それでは、議事（3）は以上でございます。

**（4）久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案審議について**

議長（秋本会長）

次の議事に移りたいと思います。議事の（4）でございます。久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案審議について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（土屋参事、門井主幹、加納補佐、尾白係長）

議事4についてご説明いたします。着座のまま失礼いたします。

《資料4-1から4-3、資料5に基づき説明》

議長（秋本会長）

ありがとうございました。事務局からの説明が膨大でしたので、皆様の質疑、意見を分けて進めたいと思います。

まず、資料4-1について事務局から説明がございましたが、資料4-1についての質問それからご意見等について、お伺いしたいと思います。挙手の上お願いします。

茨木委員

はい。

議長（秋本会長）

茨木委員さん、お願いします。

茨木委員

4-1の資料の表の患者数と訪問診療数、これは各病院に電話で問い合わせをして確認をしたと

ということですか。方法を教えてください。

議長（秋本会長）

事務局、どうぞ。

事務局（加納補佐）

はい。今ご質問いただきましたとおり、各医療機関の方に直接電話をして確認をさせていただいております。

議長（秋本会長）

よろしいですか。

茨木委員

本当はもっと聞きたいのですけれど、その電話を受けた方がどういう資料をもって問い合わせにお答えをされたのかなというのは、できたらその辺まで探っておいてもらえるとありがたいと思いました。以上です。

議長（秋本会長）

それはご意見でよろしいですね。

他に資料4-1についてのご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、それでは資料4-1は以上といたします。

続きまして、お配りしました資料4-2についてのご質問、ご意見ございますでしょうか。これもよろしいですか。それでは次に進みたいと思います。

次に資料4-3についてのご質問・ご意見等ございますでしょうか。これもよろしいですか。

次に移ります。次は資料5なのですが、これも量がありますので分けます。資料5の当日配布資料、3つに分かれています。これまでの質疑応答ということで、高田委員さんの質問に対



して事務局の答弁がありました。これまでの質疑応答についての、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、高田委員さん。

高田委員

3ページの最初の質問に対する回答で、最後に「十分な対応やサービスができない事態が生じる可能性を見据えており、それを防ぐための施策を今後実施していく必要があることを認識しております」ということなのですが、これはいつ計画して実施していくのですか。計画はまずいつ作るのですか、具体的な施策というものを含めて。

議長（秋本会長）

はい、どうぞ、事務局。

事務局（門井主幹）

その計画が第9期計画です。以上です。

高田委員

ここには、「2040年頃に高齢者人口がピークを迎えることによる介護人材不足が予測されており、介護が必要な人に対し十分な対応やサービスができなくなる事態が生じる可能性を見据えており、それを防ぐための施策を今後実施していく必要があることを認識しております」と言っているのですが、それが第9期に入っているのですか。2040年を見据えているのですか。同じことを繰り返し質問・回答しているような気がするのですが、結局のところ明確な回答をいただけていないですね。もう一度9期ということによろしいのかどうかというのを考えていただいて、ここに書いてある内容について、これは別途、3年間の事業計画ではなくて、中長期的な国なり市なりの総合計画があって、その中で検討していくということであればそれはそれで結構なのですが、そういう回答を私が誘導するわけではないので、いずれにしても、これはいつ計画するのですか、どの計画の中に入ってくるのですかというのが質問で

す。

議長（秋本会長）

高田委員さんは、介護人材不足が予想されていると、それを防ぐための施策はどこに書いてあるのだと、こういうことですね。

高田委員

そういうことです。第9期の中でとおっしゃっているのであれば、それが、どこに示されているのか、2040年を見据えて。

議長（秋本会長）

一応、第9期のこの計画の中に書いてあるという事務局の答弁なのですが、高田委員さんとしてはそれが具体的に何ページなのか、どこに書いてあるのか、こういうことでよろしいですね、意味は。

高田委員

そうです。計画ということでどういう計画をしていて、これまでの質問の中では、2040年のことについてはあえて施策を考えてないというように、今やっているのは第9期で、9期の中の3年間でやっていくのだと、その延長線上に2040年があるというような認識で私は理解しているのです。2040年というのは、この中に反映されているのですか。

議長（秋本会長）

反映という意味は、この計画の中でいうとどこに記載されているのでしょうかと、こういう意味でよろしいですか。

高田委員

そうです。そういう意味です。

議長（秋本会長）

という質問だそうです。事務局どうでしょうか。

事務局（門井主幹）

回答になるかどうかというところなのですが、資料5で2040年という年号、あちらこちらに出てくるので話が飛び飛びになってしまうかもしれませんが、まず、市の計画というものは、国の基本指針をガイドラインとして作成しております。それで、国のガイドラインの中で2040年への備えとか、中長期的を見据えなどという言葉は出てくることから、市の計画の方でもこれまでも引用しております、この市の計画というものの自体が、2040年に備えて2040年を見据えてということで、3年間何をやっていくかというものを取りまとめたものでございます。

第8期計画においても当然2040年を見据えて各施策を、今現在まだ第8期ですけれども、進めている段階でございます。現在皆様にご審議いただいているものは第9期計画になりますが、第8期計画にて、これまで行ってきたことを引き継いで推進していくという内容になってございます。そのため、特に2040年に対してこれをやっていくということではないのですけれども、2040年を見据えて来年度からの3年間、引き続き8期計画で行ってきたものを引き継ぎ、また、新たに行うものもございます。そういった計画になっておりますので、第9期計画と別に作るということではございません。以上でございます。

議長（秋本会長）

高田委員さん、どうですか。

高田委員

2040年ごろに高齢者人口がピークを迎えることにより、介護人材不足が予測されて云々とあ

るのではないですか。それで、このために施策を今後実施していく必要があると認識しておりますと、第9期の中に入っていますか。

事務局（門井主幹）

繰り返しの説明になりますが、53ページ、54ページに施策体系の図表がございます。基本理念、基本目標、施策の方向性、主な取り組みということで、このような体系で事業を進めてまいります。端的に申し上げますと、これすべてが2040年の備えというように考えております。

議長（秋本会長）

事務局としては、53ページ、54ページのこの施策体系図が回答ですと、これがいわゆるそれを防ぐための施策ですと、こういうことでよろしいのですか。この施策体系図全体が施策なのですと、高田委員さん、そういう回答、趣旨らしいです。

高田委員

もう1回だけ質問します。この53ページ、54ページに書いてある内容は第8期とほとんど同じだと思っているのですけれど、これが2040年に高齢者人口がピークを迎えることによる介護人材云々の問題を解決する施策なのですね。

議長（秋本会長）

事務局はそういう理解なのですね。いわゆるサービスができなくなる事態が生じる可能性を防ぐための施策は53ページ、54ページに記載されていますと、こういう理解ですか。

事務局（青木課長）

その介護人材の不足というところに関しましては、先ほど申し上げました基本目標の4のところに重点として示しております重点項目の、4番に掲げているものというのが、第9期で進めていく今後を見据えての施策ということになります。

議長（秋本会長）

ということだそうです。よろしいですか。

高田委員

よくわかりませんが、次に移ります。

議長（秋本会長）

はい。

高田委員

質問がまだあるので。

議長（秋本会長）

はい、2の「今回の回答」への質問をどうぞ。

高田委員

2番の質問なのですが、この中で回答が、「充実・推進を図る取り組みとしては、主に以下のものが該当します」ということで、地域包括ケアシステムの深化・推進、次に地域密着型サービスの新規整備、3番目に、入門的研修の主催とがあるのですが、深化・推進というのは具体的にどういうことを言っているのですか。また、新規整備というのは具体的にどういう内容なのですか。それはこの9期の中でどこに記載されていますか。もう1つ、最後の入門的研修の主催というの、具体的にどこにそれを記載していますか。どういうことをおやりになろうとしているのですか。

議長（秋本会長）

以上3点ですね。以上3点を具体的にという意味合いですね。

高田委員

そうです。

議長（秋本会長）

はい、深化・推進の具体的方策、新規整備の具体的内容、それから入門的研修の主権、これは具体的にどうということなのかというご質問です。

事務局（土屋参事）

地域包括ケアシステムの深化・推進についてお答え申し上げます。こちらは資料の4-3の57ページ、58ページをお開きいただければと思います。地域包括ケアシステムの深化・推進、先ほど介護保険課から説明がありましたけれども、例えば具体的に申し上げますと、地域ケア会議の推進や、地域包括支援センターの体制強化というものが挙げられます。それにつきましては、この計画の素案の57ページ、58ページにお示ししてあります。以上です。

事務局（門井主幹）

続きまして、地域密着型サービスの新規整備でございますが、素案の98ページが該当する部分でございます。こちらの図表の地域密着型サービスの整備目標の中で、認知症対応型共同生活介護を6年度中に1施設、あと定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらを6年度中に1施設ということで、新規に公募して整備することを目標としておりまして、こちらにつきましては、高齢者実態調査の結果ですとか認知症施策が必要ということで、そういったものを踏まえて、目標として設定したものでございます。

また、次の人材確保の支援策としての介護に関する入門的研修ですけれども、近隣の自治体でもすでに開催しているところがございます。前回の運営協議会の際にご説明させていただいたのですが、本市では、これまでこの研修というものにつきましては、埼玉県が久喜

市の文化会館等で実施する際に支援という形でお手伝いをするような形で進めてきたのですが、6年度から市の主催ということで実施していく考えでございます。ただし、こちらにつきましては、来年度以降の予算の関係がまだ議会で承認を得ていない状況でして、素案の方には細かく掲載をしていない状況でございます。以上です。

議長（秋本会長）

以上3点、説明がございました。高田委員さん、どうでしょうか。

高田委員

最初の施策の展開が当たりますということなのですが、これは第8期と同じなのですか。それで深化・推進になっていますか。第8期の内容とほぼ変わらないのですが、記載されている内容が。

事務局（土屋参事）

はい。今ご質問いただいた内容に関する記載内容については、具体的に第8期計画から引き続いてということで取り組んでいく項目になります。具体的な回数や、内容の見直しという部分については回数でお示しするということで、そのあとのページの方に、記載をさせていただくような形をとっております。

議長（秋本会長）

ということだそうなのですが、よろしいですか。

高田委員

要は、この後に展開されている数値で深化・推進をしているということですか。この後の数字のところ、まだ把握していないのですが、そういうことですね。記載内容はほとんど同じだと、ただし、深化・推進というのは具体的な数値目標がありますよね。その展開が、8

期から9期において多くなっているのか、少なくなったのかわからないですけど、そういうことですね。検証の必要がありますけれど、そういうことですね。

事務局（土屋参事）

回数等につきましては、ただいまご説明申し上げたような形になりますが、例えばその項目で同じことに取り組んでいても、例えば研修、62ページの在宅医療介護連携の推進等も地域包括ケアシステムの深化等には含まれる取り組みになるのですが、こちらで取り組んでいる研修の内容、また医師会との協力体制の中で、取り組む内容もその都度その都度変化をしております。それについては、それまでの取り組みを踏まえて、またさらにどのようにやったらいいかということで協議を重ねながら実施しておりますので、深化・推進という部分ではお示しが難しいのですが、そのような形で取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

議長（秋本会長）

よろしいですか、深化については。

高田委員

わかりません。深化・推進という言葉を使っているからには、当然具体的な展開があつてしるべきだと思うのですが、時間がなくて、この件については、納得はしてないですけど質問を終わりにします。それで、次の97ページ、98ページ。

他のところでも聞いているのですが、重点というのは何ですかということで、その話はまた後から聞くにしてもですね。ここで新規整備とおっしゃっているのですが、私はその後で提示してはいますが、例えば97ページ、介護老人福祉施設、介護老人保健施設云々、これ全部新規整備の予定がないのです。なおかつ、令和2年から6年間変わっていないのです。それで、どこが新規整備なのですか。ちなみに、介護付有料老人ホーム、これ民間だと思ってしまうのですが、括弧があつて（2）とか(126)と書いているのですが、これは第9期



の計画にではなくて、もともとあったものだと言っているのです。要は、全然新規整備ではないのではないですか。

なおかつ、後でまた質問しようと思ったのですけれど、これ重点とあるのですけれど、いくつかのところで重点と付けていますよね。私が重点施策は何ですかと言ったら、重点と書いていますと、何も新規の整備がないのに、どこが重点なのですか。

事務局（佐藤係長）

まず最後にご指摘いただいた重点という点なのですけれども、こちらにつきましては、先ほども説明させていただいたのですけれども、資料4-2の53ページです。こちらに施策の体系がございますけれども、前回の協議会の中で、施策の方向性の中で重点的なものをわかるように明示してほしいというご指摘がございましたので、施策の方向性の中で重点的なものを重点という表記をしております。

今、ご指摘をいただきました介護保険施設・サービスの充実に重点がついているというのは、53ページの4番、基本目標の「4 介護サービスを確保し住み慣れた地域での暮らしを守る」、4つの施策の方向性がございますけれども、このうちの2つ、1番と4番を重点施策ということで重点を付けているので、「1 介護保険施設・サービスの充実」、これがこのまま97ページに重点というマークが付くということになります。

それから、施設サービスの整備目標ということで、こちらもずっと変わってないのではないかというご意見だったと思うのですけれども、こちら、事前に質問をいただいていると思います。資料の5番、当日配布資料の中の7ページの②番が今の質問と同じ内容だと思うのですけれども、先ほど申し上げたとおりの回答になります。むやみに施設を開設すると供給過多になってしまい、施設の運営にも影響を及ぼすため、新規整備については慎重に検討しなければなりません。利用者の増加と、すでに開設が予定されている施設を考慮し、市として新規に整備する施設を検討した結果となります。

例えば97ページ介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホーム、ずっとゼロではないかというご指摘がありましたけれども、基本的には特別養護老人ホームの指定は県でやっております

けれども、市の方でつくりたい、はい、つくりましょうというわけにはいかないものです。県の方で県をいくつかの圏域に分けて、その中でどのぐらい足りないかなどというのを踏まえながら、県の方で計画を立てております。

その中で、久喜市は利根圏域という圏域に含まれるのですが、利根圏域というのが行田とか、加須とか羽生とかこの近辺の9市町が利根圏域になるのですが、県としてはこの圏域で特別養護老人ホームがどのぐらい充足しているかとか足りないかとかを調べて、それを踏まえて計画をつくっていくような形をとっております。その中で県では、特別養護老人ホームの入所希望者の調査というのを行ってございまして、久喜市では、令和5年の4月1日現在の数字ですけれども、入所希望者は93名になります。

他に8市町ございますけれども、もっと待機者が多いところもございます。久喜市は93名ということで、人口が約15万人ですので、1万人あたりにしますと大体6人ちょっとの入所希望者という形になりますけれども、1万人あたり6人ちょっとという数字は、9市町の中で一番低い数字になっております。9市町の中で待機者が一番少ないのが久喜市という形になりますので、そうすると、必然的に県としましても他の市町、より充足してないところにつくる必要があるという結論になります。特別養護老人ホームについて、今のところ不足は他の市町に比べて少ないということで、施設サービスの整備目標としては、久喜市では見込んでいないという状況になります。

地域密着型サービスの整備目標は、98ページの認知症対応型共同生活介護1施設、それから定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1施設予定しているということでありまして、今回アンケートをとらせていただいたのですが、その中でも、介護が必要になってもできるだけ自宅で過ごしたいというような回答が多かったというのは、皆さんもご存じだと思います。国の今回の9期計画の指針でも、できるだけ自宅であるべく過ごせるようにということで、そちらを充足させていきたいと思いますという目標を立ててございまして、地域密着型サービスの充実という目標がございまして、今回それも踏まえまして、地域密着型サービスの認知症介護対応型共同生活介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらを1施設ずつ整備目標とするという結論に至っております。

もちろん、すべて増やしていけば施設サービスは足りてくると思うのですが、まだ給付費や保険料の話は出ていないのですけれども、施設の供給量が上がれば、当然給付費が上がってきます。そうすると保険料がその分高くなっていくということもありますので、そのあたりも勘案して計画を立てております。以上です。

議長（秋本会長）

高田委員さん、これについてはこれでよろしいですか。

高田委員

もう一度繰り返し聞きます。この第4節の重点は何ですか。施策しないにもかかわらず重点なのですか。

議長（秋本会長）

はい、事務局お願いします。

事務局（門井主幹）

重点というマークを、施策体系とかそれに対応する主な取り組みに付けた理由としましては、先ほども簡単にはご説明させていただいたのですけれども、前回ご意見いただいた部分と、あとは、資料として以前お配りしておりますけれども、国の動向として、基本指針や第9期計画の国の考え方、見直しのポイントというものがあつたのですけれども、その中で、見直しのポイントとしては3つ挙げられておりました。そのうちの1つ目が介護サービス基盤の計画的な整備ということで、今まさにご説明差し上げたサービス基盤の整備、施設サービスの整備目標としてはゼロですけれども、地域密着型サービスを6年度以降つくり出すということで、こちらが1つ目の介護サービス基盤の計画的な整備というものでございます。

あと2つ目が、国の見直しのポイントとして地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みということで、こちらは先ほどご説明したとおりでございます。

3つ目が地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上ということで、先ほどのご質問でも、人材確保の支援策として入門的研修をやってみようということでご説明しておりまして、このように、国の基本指針に対応した形で重点を置くべき項目に重点というマークを付けたということでございます。

議長（秋本会長）

ありがとうございました。高田委員さん、他の方もいますのでマイクを置いていただいて、他の方からのご質問・ご意見を伺いたいと思います。

茨木委員

すいません。質問があります。

議長（秋本会長）

はい、どうぞ茨木委員さん。

茨木委員

2つございます。

1つは、ここで一応延長するのか、会議をこのまま続けるのかというのが1つ。やるならあと何分ぐらい延長するとか、やはりそういうサジェスションを議長さんからしてもらわないと、またこの間みたいに延々と延びちゃうということが1つ。

それから2つ目は、市の方の説明というのは、噛み砕いて説明しないとわれわれ市民の方に届かないのです。要するに、国がこうだとか県はこうだ、では、市はどのように解釈しているのか、それを噛み砕いた形でおろしてくれないと、文言が理解できない。硬い言葉ばかりで、私なんかが参加するには厳しい。ある程度勉強して理解した上でないと、今の説明にしても、3つの重点といっても硬い表現、文言になっているから、それを崩すというのは解釈が入ってしまうから難しいかもしれないのだけれど、やはり噛み砕いた表現というのが、こういう場で

は大事だと思うのです。専門家が集まる会議ではないのだから、やはりそういうところを一段落とした形でないと、こういう貴重な資料についても、このようなことが背景にあるのですよということを丁寧に説明していただかないと、なかなか読み込んでも理解しにくいとこの間から感じているのです。すみません、感想になってしまいました。

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございました。2点、今茨木委員さんからお話がありました。2点目はですね、茨木委員さんの感想ということで承りたいと思います。

1点目の、時間いつまでやるのかと、だらだらやるのかと、ちょうど開始して1時間15分が経ちました。今、話し合いの議題は、承認事項なのです。まだ1時間15分しか経っていないので、ここで決をとるのはいくらなんでもまだ早いのかなと、もう少し議論は深めていいと思うのです。あと具体的に何分やるのかというのはまだ私もわかりませんので、皆様の意見の出具合、それから事務局の答弁の仕方、これを踏まえて、今日これについては決をとって、一応どうするか、承認するのかもしれないのか、このように進めていきたいと思っております。以上です。

これについての他のご質問・ご意見ございますでしょうか。高田委員さん以外の方でお願いします。他にはいませんか。はい、小山委員さんどうぞ。

小山委員

お話が平行線だと思いながら、私は高田さんが横にいらっしゃるので、おっしゃっている意味がすごくわかるのです。やはり自分達の老後に対して安心を与えてくれるような、久喜市ではこれをつくりますよというものをちゃんと出してくださいということを一生懸命おっしゃっているのだと思うのです。確かに厚労省が出したものを、ただ丸写しで出されているような感じを私も受けます。なので、本当にその施設をつくらないのであれば、在宅サービスに介護人材を投入するための、やはり施策をきちんと明記すべきではないかと思いました。

そういう具体的な、住民が安心するような何かそういう施策が、きちんとこの久喜市のオリ

ジナリティのあるものを入れるということがない限り、やはり住民の立場としては納得されないのだと、私は思います。単なる丸写しというのは大変失礼なのですが、やはりこういう書類をつくられるのもとても大変な作業だと思ひまして、頭の下がる思いではいるのですが、住民の立場では、やはりこういう抽象的な文章では納得しないというところを一生懸命おっしゃっているのだと思います。

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございます。小山委員さんのご発言ももつとも、この数十ページに及ぶ文章を頭から読んですぐ理解できる方は何人もいないと思うのです。それを理解できる方は行政マンだけです。住民の方は、これを読んでもまずわからないです。言葉自体がわからないです。地域密着型とは何かと、そこから入ってきますよね。ですから、市民・住民の方に、小山委員さんからお話のあったように、市としては何かこのわかるようなパンフレットを出す計画とかあるのですか。そういうのがないと無理ですよね。計画はつくったけれども、関係者だけでしゃんしゃんしゃんで終わり。せつかく時間をかけているのですから。よく役所だとホームページに載っていますというけれど、役所のホームページを読む住民はそんなにはいないのですよね。何か必要があって、コロナワクチンはいつ打ってくれるのだろうと必要があったときに見るので、よほどの暇人でなければ、行政のホームページは見ないのです。ですから、この小山委員さんがおっしゃるとおりですよ。これを読んでわかるのは、本当に行政マン以外ないです。誠に的を得たご質問・ご意見ですよ。これについての答弁を、青木課長何か一言。

事務局（青木課長）

こちらの計画については、今後概要版というものも作成するつもりでおります。ただ、確かにわかりづらい言葉等多々出てくるところは、こちらの方も認識はしているところがございますので、できる限り市民の方がわかりやすいような表現等、今後も検討させていただいた上で、概要版の方には、そういったこの計画書と同じような記載ではなくて、もう少し噛み砕いた、わかりやすいような表現を使えるように、努力していきたいと思ひます。

また、個別の事業ですとか取り組みとかというものにつきましては、都度必要に応じて計画とは違ったものも作成をいたしますので、パンフレット等を作成するときにも内容の説明等、そういったものについては、できる限りわかりやすい表現等を使いながら作成をしていって、市民の皆様にご理解いただけるような内容のものにしていきたいと考えています。

議長（秋本会長）

概要版というのは何ページぐらいを大体想定しているのですか。というのは、役所が概要版をつくと結構往々にして、概要版の概要版がまた必要になってしまうのですよね、厚くなってしまふ。ですから住民の方が読んでもわかるような、薄い、それを見て安心するような、できるだけそういうのを小山委員さんも求めているし、住民も求めていると思うのです。役所からはいろんなペーパー来ますから。これだけ読んでいられるわけにはいかないもので、ぱっと見てすぐわかるような、そういうペーパーづくりを青木課長に頑張ってもらいたいと思います、要望で。小山委員さん、いいですか。

小山委員

あとですね、ここに介護の現場の方がいらして、ヘルパーさんはものすごく今不足していて、お給料も安いですし、事業所もやはり運営が大変だみたいなご発言をされていたので、そういう内容もやはりきちんと入れていただいて、施設をつくらない、在宅で生活を送るための、やはり安心するようなサービスが提供できる体制というものを入れていただきたいと思います。

議長（秋本会長）

在宅サービス中心に、パンフレットや説明ですね、できれば。

小山委員

施設をつくと非常に給付が上がるというお話をされたので、そうしたら在宅で安心するよ

うな対策というのをきちんと明記をされるとか、そこに深化とか推進とかという言葉が、具体的に何をするのかというのを入れていただいた方がいいかなと、会議は前から、昔からやっていたわけですから、回数を増やせば何か深化になるかという、そうではないと思うのです。具体的に何かを変えるというものがなければ、やはり変化、深化、推進には至らないので、そういうものを住民は求めているのではないかと考えています。

議長（秋本会長）

小山委員さん、貴重なご意見ありがとうございました。小山委員さんのお考えを入れたようなわかりやすいパンフレットのようなものが、この計画が出来上がった暁には住民に知らせるツールとしてお配りするなり、おつくりしていただくと、ありがたいと思います。要望です。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

茨木委員

2つあるのですけれど。

議長（秋本会長）

はい、茨木さんどうぞ。

茨木委員

1つは、この分厚い事業計画ですね。やはりこういう報告書というかそういう書類をつくらないと、福祉課さんの方には財政がというか、お金がおりないって何か縛りがあるのですか、それが1つ。

それからもう1つは、先ほどおっしゃった方と絡むのですけれども、やはりここに参加している方が市民の代表でもあると思いますので、ここに参加している方にやはり理解できる書類、報告書あるいはこういう計画というのが必要になるし、こういう立派な計画を出せば出すほど、財源はどうなっているのだろうというのが、市民の本音です。どのように裏付けしてこ



ういうのをやっているのだらうと、国が騒いでいるのと同じように、計画があれば実行があって、その背景にはどこから財源、当然市民税があるいは自治体の方から、県や国の方からどれだけ補助が出ているのかというのは、自然な流れだと思うのです。そういうのも並行して、できたら補足資料として入れてもらえれば、もう少し、自分の方に入ってくると思いました。以上です。

議長（秋本会長）

ご意見・要望という形でよろしいですね。

茨木委員

はい。

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。はい。そうすると、議事4について皆さん承認いただけますでしょうか。高田さん、ご質問ですか。

高田委員

いや、承認の話が出たので、私は承認できないということを。

議長（秋本会長）

わかりました。それでは挙手で取りたいと思います。賛成、承認。

高田委員

その前に話をさせていただいていいですか。

議長（秋本会長）

はい、どうぞ。

高田委員

承認云々の話がありますので、私としては内容を承認しかねるということで、その根拠として読み上げます。高齢者実態調査では、特に困っていることに一般高齢者は、買い物、通院、外出等で20%以上の人が答えています。また、在宅で介護認定を受けている人では、買い物、外出動向、移送サービスのそれぞれで20%以上の人が現状の自宅介護で必要なものと答えています。高齢者の自動車、免許証の自主返納もあり、高齢者の交通移動手段の問題が深刻さを増すことが想定されます。これに対して第9期事業計画では、8期計画を概ね踏襲した内容記述となっており、深刻度合いが増す中で具体的対策に乏しく、非常に残念な内容となっています。在宅看護等をこれから重点するという中で、高齢者の移動手段というのはますます大変になってきています。

以上が、実態調査及び事業計画を見通した上での一例なのですが、他にもいろいろあるのですが、あえてこれだけ取り上げました。この高齢者実態調査において、過度とも思われる高齢者人口の20%以上にアンケートを行い、多大な経費と労力を使い、成果分析の不十分さ、課題の抽出の曖昧さ、事業計画への明確な反応も見当たりません。この上での事業計画は新規性がなく、過去の計画をほぼ継続する内容であることから、賛成承認はできませんということですので。以上です。

議長（秋本会長）

ありがとうございました。それでは、これで賛否を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。はい、反対の方の挙手をお願いします。

《承認13人、否認1人》

はい、賛成多数で承認となりました。以上でございます。

(5) 久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に関わるパブリックコメントの実施に

ついて

議長（秋本会長）

それでは次の議事に移りたいと思います。議事の（５）でございます。久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画に関わるパブリックコメントの実施について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（門井主幹）

議事（５）についてご説明いたします。

（議事５について説明）

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてのご質問・ご意見はございますでしょうか。はい、茨木さん。

茨木委員

パブリックコメントについてなのですけれども、そのコメントの項目、あるいは自由記述なのか、その辺については事務局の方への一任ということでもいいわけですかね。偏った質問に陥らないように配慮をお願いできたらと思います。

議長（秋本会長）

事務局、何かコメントありますか。

事務局（門井主幹）

市民意見提案制度というものは、自由意見を求めているというものでございますので、特に何か制限を、こういう意見は駄目とかそういう制限はないものにはなりますが、内容があまりにもかけ離れているものは、除外するような形の対応も考えられるかと思います。

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

はい、それでは議事の（５）については以上で終了したいと思います。これで本日の予定されておりました議事はすべて終了いたしました。

車塚委員

すみません、ちょっといいですか。

議長（秋本会長）

車塚委員さんどうぞ。

車塚委員

本日配布していただきました資料５の最終ページについてですが、私の方から高田さんに質問があります。８ページにわざわざ固有名詞、職業名をいただいたものですから、柔道整復師ということで。これは私たち久喜市の接骨院、整骨院を開業している接骨師会が市から委託を受けてやっている事業のことを言ってらっしゃるのかと思うのですが、この件については、事務局から何も私の方に固有名詞が出たという連絡がないので、少し違和感をもっているのですけれど。

この24名というのに対して12名だ、10名だって言っていますけれど、あなたが出たときはいつもの会場、10年来やっている会場を取れないと変更になって、募集はこの10年間の実績においてほぼ定員が満たされて、キャンセル待ちということが実質上10年以上続いています。今回はこの会場が急に取れないということで、急遽東地区の、私も40年以上住んでいて、初めて行ったのですけれども、別の場所が変わったということで、定員が集まらなかったという事情も1つあります。

それで、この十何名から2名というのは予約していても当日の予定があったり、体調が悪か

ったり、1名2名は、われわれも誤差として見ております。

あとは、柔道整復師の指導員の数が多い。24名定員ということで通常十何年やってきていますので、大概100%もしくはキャンセル待ちなのですね。その事業において7人の指導員がいるということは、1人3.5人から約4人の参加者に指導して、健康を含めた高齢者の運動なものですから非常に危険性が高いので、きちんと1人ひとりの参加者の安全を確保しながら、しかも高田さんもお聞きになって、ある程度わかっていると思うのですけれど、冒頭に会の運動の趣旨を述べているわけで、普通の元気運動とかそういう体操教室とかとは異なって医療従事者がやっているわけですから、当然健康、もしくはその運動生理学に基づいた運動の基本をやって、そういう時運動ができる準備をしていただいてから、いろんな体操教室やジムへ行って運動し続けてくださいという趣旨で、最初に私がいつも毎回説明して、皆さんから納得していただいて、その上で高田さんが聞いてたか聞いてないかは別問題としてですね。

1人3.5人の、高齢者の運動を医学的、スポーツ生理学、運動学に基づいて1つ1つの運動をきちんとわかっていただく。先生が1人2人前に行ってわいわいとやって、24名の方が全部理解できますかと、高田さんにかえって質問したいと思います。われわれはそういういい加減なことをやりたいと思ってないし、7人いるから高額な料金を取っていると思っていません。それぞれ皆さん開業している先生が、本当に手弁当でやっている形です。高田さんが何かの医療職の資格をお持ちで運動生理学に精通して、非常に造詣が深い上で申し上げているのだと、私は理解しているのですけれど、そういう理解があるならば、これが多い少ないというのは感情論で物を言うべきではないと私は思っています。

やはりそれなりに意義があってやっているわけですから、ましてや、われわれは通常日常の診察で、子どもからお年寄りまでけがを見ているわけですから、そのお年寄り達がこれからもけがをしないで、どうしたら健康に長く運動を続けて生活が続けられるかということコンセプトに、1つ1つの運動についてきちんと説明をして、1つ1つの運動を覚えて帰っていただいて。この4回で終わりではなくてこれが始まりなのだと、ここでよく覚えていって、1年間、2年間運動を続けて健康に留意してくださいという趣旨でやっているものですから、多い少ないというのは何の根拠があって言うのか。ただの数字でいろいろな状況を見無視して感情論

で言っているのか、誤解を入れてほしくないものですから、委員さんに、これは事務局もはっきり言って。ですから、そういう意味で単純にこういうことを固有名詞を使って言っていただきたくないと思っています。以上です。

議長（秋本会長）

車塚委員さんから、当日の詳細な様子、具体的な説明がございました。ただ、今回これは運営協議会としては直接の議題ではないので、一応当事者である車塚委員さんから詳細な説明があったということで、この運営協議会の会議としては、先ほど言いましたように閉じたいと思います。私の議長としての職は解職させていただきます。ありがとうございました。本日はお疲れ様でした。

#### 4 その他

司会（青木課長）

ありがとうございました。議事の方は終了ということですので、続きまして、次第4、その他でございます。事務局よりお知らせをさせていただきます。

事務局（佐藤係長）

次回の会議についてお知らせいたします。第6回目の会議は、以前郵送にて通知いたしましたとおり、当初の日程から変更いたしまして令和6年1月29日月曜日に鷺宮総合支所の4階407・408会議室で予定しております。時間は同じく13時15分からとなります。

司会（青木課長）

ありがとうございました。

事務局の方からご報告なのですが、今回の第9期計画の素案の中で保険料に関する部分というのが、今回までにお示しができておりません。これは国の方からの正式な通知、保険

料に関する決定事項がこちらの方にまだ来ていないということで、この計画の中にも、素案の中にもお示しができないというような状況でございますが、年末までには結論を出すということは聞いておりますので、次回1月29日の運営協議会において、保険料についてお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（土屋参事）

すみません。先ほどの柔道整復師の元気アップ体操教室について、閉会になる前に事務局の方からご説明申し上げたいと思います。

高齢者福祉課の事業としまして、元気アップ体操教室ということで、市内の接骨師会の先生方にご協力をいただきまして、全部で2会場で4日間ずつという形で事業を開催しています。これについては、介護予防の体操ということで、接骨師会の先生方がプログラムの方からすべて計画をして、事業の運営までやっただいていっているものになります。市の方でお願いしている先生の数よりも、もちろんボランティアとして先生方にご参加いただいているという形になりますので、先ほど7名という数字が出ておりましたけれども、それは、ボランティアとして先生方にご協力いただいている数字ですので、決して市の方がそれだけ参加者数に見合った人数を先生方に要求しているというものではございません。今、車塚先生からもご説明がありましたけれども、教室に参加される方、毎年参加される方もいますし、当然少し手助けをもしくは見守りが必要なという方も中にはいらっしゃいますので、やはり先生方が多くいらっしゃることで、けがなく無理なく運動を続けていただいているという教室になりますので、その点は補足説明としてご理解いただければと思います。申し訳ございません。

## 5 閉会

司会（青木課長）

それでは、本日予定しておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。木伏副会長、よろしくお

願います。

木伏副会長

《副会長挨拶》

司会（青木課長）

木伏副会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第5回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆さんありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年12月28日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....本田 雪子.....

議事録署名人.....小室 理津子.....

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。